

- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

5 添付資料

- （1）ドナー及び中止者との雇用関係が確認できる書類
- （2）事業所の所在地が確認できる書類
- （3）ドナー及び中止者がドナー休暇を取得したことを確認できる書類
- （4）申請者が市外事業者の場合は、当該申請者が在住する市町村の納税証明書
- （5）納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書（様式第7号）
- （6）その他市長が必要と認める書類